

令和5年度予算 ～民生常任委員会 令和5年3月13日～
議事録（生活環境部・保健福祉部）

（自治振興課、保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、生活支援課、産業振興課等）

○松本暁彦委員

それでは、質問等をさせていただきます。これまでも各委員から多くの議論がございました。その点につきましてはもう省略する、あるいは要望等をさせていただきたいと思えます。

まず1点目、予算概要の26ページの自治活動推進事業、これはまちづくり条例についてです。これも各委員でもう既に議論がございました、内容についても理解をさせていただきました。これは会派の光好議員がずっと取り組んで提言をしてきたものと認識をしております。ようやく手がけるということで、その点は評価をいたします。ぜひとも自治会活動の促進、そして、加入率増加への取組もしっかりとこの条例に反映できるように対応していただくよう、要望といたします。

続きまして、2番目、予算概要28ページの市民活動情報共有サイト運営等業務委託料、これについても前の委員で議論がございました。これは市のイベントや企業のイベント情報を集約して情報共有を広く図るためのものとして計画されているということは理解しました。特に今企業のイベント情報はなかなか収集しにくいという実態があり、商工会に委託することでそのような情報が入るようにしているということは評価をいたします。中小企業の町として事業者が町の活性化につながるイベント開催への一助にもなると思えますし、地域のイベントと事業者のイベントを合わせて開催することも可能になっていくかなと思えます。そこで、長期的視点でこれはどういうことを期待しているのか、その点をお聞かせいただきたいなと思えます。

続きまして、3番目、予算概要30ページの味生コミュニティセンター建設工事基本設計です。こちらについても各委員で議論がありました。スケジュール等についても理解をしております。また、先日の協議会でも多くの質疑がありましたけれども、改めて市民に開かれた設計ということを検討しているということですのでけれども、その点をもう少し詳細にどう検討されているのか、お考えについてお聞かせください。

続きまして、4番目、こちら市民課になります。予算概要34ページの戸籍事務事業についてです。これは最近ニュースで出ておりましたけれども、戸籍に振り仮名を振るということでお聞きをしておりますけれども、その点どのような内容か、そして、何のためにするのか、市の見解をお聞かせください。

続きまして、5番目、これは少し飛んで、予算概要70ページの墓地管理事業のところです。これも前の委員等でも議論がございましたし、私のほうでも一般質問、あるいは決算のところで質問させていただいております。市営墓地の募集への応募というのは例年10件近くあると認識をしております。そのような市民ニーズに応えるためにも市営墓地の管理は適切に行っていかなければならないと考えます。市営墓地の無縁墓地の扱いについて条例上はどうなっているのか、その点をお聞かせください。

続きまして、6番目、これは文化スポーツ課になります。これも全体の総括の話にな

るかなと思います。スポーツ教室も今年度実施をするということで、会派として要望しており、その点は高く評価をいたします。この3年間のコロナ禍で様々なイベントが中止を余儀なくされてきました。今年こそは感染症の影響を受けずにイベント等が開催できるものと予想、期待をしているところでございます。そこで、アフターコロナでの文化スポーツイベントの復活に向けての取組というものをどう考えているのか、総括的にお考えをお聞きしたいなと思います。

続きまして、高齢介護課です。7番目、予算概要46ページの敬老祝い金についてと。この敬老祝い金については決算での委員会でも指摘をさせていただきました。制度の趣旨に沿った取組はどうあるべきなのかというところ、それをしっかりと検討され、このように具体化されたということは時代の流れに応じたものであり、適切であると評価をいたします。

前の委員の議論でもございました。やはりこれは手渡しが望ましいのではないかとということで、私も同様に考えます。これまでお金の中で口座振込が本当にその意義に沿ったものかというところがちょっと疑問が生じるという中でもこういう形になったと思うんですけども、それを踏まえて手渡し、会ってのお祝いを述べるということは大切ななと思います。ただ、これまでの民生児童委員を通じての手渡しが負担軽減の方向性と相反することでもあるとは認識をしております。

そのため、本市は郵便局と包括連携協定を結んでおります。郵便局の配達時に手渡しでお祝い品を該当者に渡してもらう。置き配とか、そういうものではなく、そして一言おめでとうございませうと申すとか、そういうことが調整できないのか、ぜひ検討していただきたいなと思います。これについては要望とさせていただきます。

続きまして8番目、予算概要の46ページ、緊急通報装置です。これもまた会派の光好議員がこれはずっとサービス拡大すべきと、高齢者の安全上でも必要なものであるということで強く提言をしてきたということで、それを具体化されたということで高く評価をいたします。この中身についてはもう既に各委員さんの方でも議論をされております。理解をいたしました。ぜひしっかりと周知等を行って、必要な方に届くように取り組んでいただくように要望とさせていただきます。

続きまして、障害福祉課になります。9番目、予算概要50ページの障害者権利擁護事業について。障害福祉サービス従事者を対象に虐待防止研修を実施するというところですけれども、やはり虐待防止というのは非常に児童も含めて様々なところで必要になってくることかと思っておりますけれども、この研修を実施するという背景、また、きっかけについてどういうものかお聞かせください。

続きまして、生活支援課に移ります。予算概要62ページの生活保護事業の中で、生活保護法にのっとりた取組の実効性についてというところで、不正受給対応というのが必要不可欠かと思っております。市民の税金を適正に利用していることが求められます。昨年12月の議会の一般質問でもこの件は取り上げられておりました。そこで不正受給の状況等についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、保健福祉課に移ります、11番目。予算概要62ページの産学官民プラットフォーム運営負担金についてと。この産学官民連携プラットフォーム運営負担金について、この取組内容についてどのようなものかお聞かせください。

続きまして、12番目、同じく予算概要62ページの**健都ポータルサイト構築負担金**について。こちらもこの内容についてお聞かせください。

続きまして、13番目、予算概要64ページの感染症予防事業の中で健康被害調査委員会の経費が計上されております。コロナワクチン接種は今年度も続けられるということで、**コロナワクチンの接種歴の管理**もしっかりと適正に進めることが求められます。そこで、本市のコロナワクチン接種に関わる接種データ等の保存がどのようになされているのか、お聞かせください。

続きまして、14番目、環境政策課に移ります。予算概要70ページ、省エネ住宅支援補助金について。これもこれまでの各委員の議論で内容についてはある程度理解することができました。そこで、**住宅への太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム等の設置費用を補助**するという点で、設置費用から保守点検、そして廃棄も含めて一般家庭での太陽光発電のトータル面での経済的効果というものはどう認識されているのか、お聞かせください。

続きまして、15番目、これも各委員からも議論がございました、**PFOA**についてということで、それぞれの状況についてはいろいろと理解をいたしました。PFOA対策で重要なことは市民の不安解消とPFOAの除去、敷地内からの漏出防止、そして、風評被害防止の大きく3点であろうと今私は考えております。しっかりとPFOA対策を行うことは市民の安心につながります。国、府、そして、当該企業と連携して着実に進めていくことが必要と考えますけども、令和5年度の取組、市としてどのような取組というのを総括的に、これまでの細かい議論がありました、総括的にお聞かせいただきたいなと思います。

続きまして、16番目です。環境業務課に移ります。予算概要の72ページです。ごみ収集処理事業のところで、会派として広域化を機会に、本市のごみ行政をしっかりと改革すべきと提言をしてまいりました。その心は当然ながら市民サービスの向上のためであり、持続可能な環境行政を実現するためであります。今回持込み**ごみの処理手数料の段階的な引上げ**については、激変緩和ということで認識をしております。どう進めていくのか、その対応をお聞かせください。

17番目、予算概要74ページ、環境センターです。広域化後のごみ搬入の指導等について、令和5年4月1日から茨木市の環境衛生センターへ移る中で、事業者等への持込み**ごみの搬入等の指導**についてどう連携するのか、どう考えているのか、お聞かせください。

続きまして、18番目です。産業振興課に移ります。予算概要78ページです。**ビジネスサポートセンター**についてです。会派としてビジネスサポートセンターの機能拡充を要望してまいりました。今年度は相談枠を拡充するというもので評価をいたします。

ビジネスサポートセンターでは山之内センター長がすごく活躍をされ、その手腕を高く評価され、鳥飼まちづくりでも別事業で市と連携をされていることも認識をしております。ビジネスサポートセンターを継続することが非常に重要と考えております。センターが相談者や商工会、そうした人脈からネットワークを構築して、新たな事業、イベント、サービス、製品を生み出すことまで実現させることがビジネスサポートセンターの成功と言えるのではないのでしょうか。そして、創業支援からできた例えば製品が摂津

優品に認定して、ふるさと納税寄附金の返礼品にまで採用してもらい、そういった流れもつくることも本当に必要と考えます。さらには、他の大阪府よろず支援拠点といった、他の経営相談所とも連携をすることで、よりニーズに応じた相談支援を可能にしていくことが望ましいと思います。

しかとその先を見据えた在り方を市として認識し、ビジネスサポートセンターの方向性を各課と商工会とも連携しながら、協力しながら取り組まれるように、これは要望とさせていただきます。

19番目、予算概要80ページ、消費生活相談事業の**特殊詐欺防止**の取組についてです。こちらについてもマグネットシールをつける取組をするということで理解をいたしました。警察の安まちメールにもありましたけども、市内でも特殊詐欺被害が生じております。そこで、市の現状の被害状況を把握されているのか、そして、今年度の防止の取組、総括的にお聞かせください。

質問は、1回目は以上です。

○香川良平委員長

答弁を求めます。丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長

質問番号2番でございます。市民活動支援事業、**市民活動情報共有サイト**の構築についてでございます。

サイトにつきましては、当然ですけれども、鮮度とか、新鮮で詳しい情報提供というのがもう短期的、常にやっていく目標になってきます。長期的に見たときには、情報提供いただくときには必ず登録をしていただいて、そこに情報提供いただくと、最初は、させていただきますので、そこに情報提供いただく市民公益活動団体、企業等の方々の情報をこちらのほうで持つことができますので、それを生かして市民公益活動等を推進していくことに活用していくことができるのではないかとこのように思っております。

それと、もう一点は、先ほどこれも副委員長からちょっと触れていただいたんですけれども、様々な形の協働がございますけれども、企業と市民公益活動団体の協働というのが少し弱い部分がございます。商工会にお伺いしますと、企業のほうではCSRの観点でいろんなことをしたいんですけど、どこにスポンサーになったりとか、いろんなお困りのところがあつたように聞きます。一方で、市民公益活動団体につきましては、資金の調達というのが一つ課題でございました。ここが将来的には企業と市民公益活動団体がマッチングできれば、新たな協働の形が出来上がり、市民活動がより活発になっていくということも長期的には視野に入れて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、質問番号3番、**(仮称)味生コミュニティセンター**の開かれたコミュニティ、コミュニティの活性化ということだとは思いますが、どういうふうに考えているかということでございます。

まず、コミュニティの形成に多世代が集うということの一つキーワードに挙げております。ハード的には広いロビーでございますとか、広場を今計画でしているところで

ざいます。そこに様々な多世代の方が集うことによって、新たなコミュニティができる、見えてくるのではないかというふうに思っているところでございます。今回、地域懇談会の中で、高齢者の方を中心に使って、活動していただいております地域福祉委員会等の活動も、こちらのほうでやっていただけるということに正式に決まれば、高齢者の方がコミュニティセンターを使っていただける、ロビーを使っていただけるということになると思っております。

また、小さなことですが、今コミュニティプラザ等では本の予約システム、これは図書館の本の返却、あと貸出し等もさせていただいています。これも図書館の本を利用される方がコミュニティセンターに足を運んでいただければ、ロビーに入っていただければそこでまた新たな出会い等があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、コミュニティプラザでは、自主学習の機能、自習するスペースがございます。ここは開設、コロナ禍であっても机数台なんですけど置いていたら、常にたくさんの学生さんとか、勉強されているような状況がありまして、このようなところもいいところは参考にさせていただいて、新しいコミュニティセンターに入れれば多世代の交流のきっかけになるんじゃないかなというふうに思っております。多世代が集う仕掛け、きっかけをつくることによって、新たなコミュニティを創造してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、森口課長。

○森口市民課長

市民課に係ります2つのご質問にお答えさせていただきます。

まず、質問番号4番、**戸籍に振り仮名を振る件**でございます。現状戸籍は漢字のみの記載となっております。住民基本台帳や出生届等で読み仮名を記載するのはあくまで便宜上の話であって、戸籍法では氏名の読み仮名に関する規定がございません。行政のデジタル化に合わせて読み仮名をつけることで個人データを検索しやすくし、事務処理の効率化を図ることを目的としております。

また、これをするによってマイナンバーカードのへのローマ字表記へとつなげていきます。現在マイナンバーカードは海外移住する際に返納する必要がございます。今後海外でもマイナンバーカードを継続して使えるようにすることを目指しております。

続きまして、質問番号5番、**市営墓地の無縁墓地の条例上の扱い**でございます。条例上は使用者が所在不明になって7年を経過すれば使用権が消滅し、使用権が消滅してから5年を経過すれば、お墓を一定の場所に改葬、または移転することができるとうたっております。そのため、計12年を経過すれば墓の撤去が可能となります。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長

質問番号6番、アフターコロナにおける文化スポーツ活動の支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響は令和4年度も引き続き見られたものの、ワクチン接種率やウイルスの特性の変化とともに行動制限にも緩和の動きが見られました。文化やスポーツのイベントも感染症対策を徹底しながら再開していくことができました。実際に開催いたしました美術展や芸能文化祭、マラソン大会などではまだコロナ禍にあって、3年前と同じとまではいかななくても多くの市民の皆様にご参加いただくことができました。

このように、市民の皆様の文化スポーツ事業への関心はコロナ前と余り変わらないようにお見受けをしております。活動や発表の機会を提供していくことがアフターコロナにおける支援につながるものと考えております。この観点から、令和5年度の新たな試みで、美術協会展の開催に合わせて令和4年度の摂津市美術展で優秀と認められた作者の方々の作品を展示する、4賞受賞作品展を同時開催するなど、引き続き文化やスポーツの活動につながる事業を展開してまいります。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、飯野課長。

○飯野障害福祉課長

9番目の障害者虐待防止研修に関する質問にお答えいたします。

厚生労働省が実施しました障害者虐待事例への対応状況調査結果によりますと、令和2年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は、令和2年度2,865件、前年度より104件増加しており、年々増加傾向にあります。このような状況の中で、令和4年度から全ての障害福祉サービス事業所に職員に対する虐待防止研修の実施が義務づけられました。

しかしながら、小規模の事業所も含めた全ての事業所が実効性のある研修を開催することは困難であることが想像されます。このことから、市内の障害福祉サービス事業所の職員を対象とした障害者虐待防止研修を企画し、昨年10月に実施いたしましたところ、2日間で50事業所、84人が受講いたしました。

このことから、障害防止研修に対し高いニーズがあることを認識したところであり、障害福祉サービス従事者を対象とした虐待防止研修を継続的に実施するため予算化したものでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

木下部参事。

○木下保健福祉部参事

質問番号10番、生活保護の不正受給防止の取組についてお答えいたします。

本制度は健康で文化的な最低限度の生活を維持することができない場合にその不足

を補うもので、受給者の方の届出によって把握した収入額と、保護基準額との差額とで算定をして支給をしております。不実の申請や、その他不正な手段で保護を受けた場合には、保護の実施機関が費用の徴収ができると生活保護法で定められており、令和3年度の実績では31件の事例がございました。

副委員長からございましたように、ほかの生活保護受給者との公平性の観点や公的な資金が財源であることなどから、不正受給の防止に努めることが重要であると認識しているところでございます。

そのために、収入の報告義務があることをご理解いただくことが必要であると考えており、生活保護開始時に制度の概要を記載した冊子をお渡しして、権利義務関係の説明をしているほか、家庭訪問の際などにも収入申告について周知を図っております。

また、勤務先から支給される一時金が報告漏れになりやすいため、その時期には注意喚起の文書をお渡ししており、そのほか課税調査や年金受給額の調査、金融機関への預金の照会などにより適正な生活保護事務の実施に努めているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

続いて、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長

保健福祉課に係ります3点のご質問に答弁させていただきます。

11番目のご質問でございまして、産学官民連携プラットフォームのお問いでございました。このプラットフォームにつきましては、多様な企業や国立循環器病研究センター、国立健康栄養研究所などの研究機関、大学、行政と市民の連携により、健康づくりに役立つ健都発の製品やサービスを生み出すとともに、市民の行動の変容を促す仕組みを構築し、推進していくものでございます。

昨年3月に始まりました健都ヘルスサポーター制度は健康づくりに関する企業の新製品や新技術の開発を実現するため、サポーターが試作品等を利用したり、それに対する意見を提案したりすることができ、一方で、企業からは、健康関連の情報が提供されるといった双方向の制度となっておりまして、吹田市とともに構築に取り組んでまいりました。

令和4年度には健康関連の新たな製品、サービスを生み出すための実証事業を4回実施し、会員数も現状として1,000人を上回っており、次年度についても引き続き実証事業のフィールドとしての役割と市民サポーター獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、12番目のご質問で、ポータルサイトのお問いでございました。健都ポータルサイトは、健都に関する情報発信について関係機関の組織を越えて一元的に行うため、吹田市、摂津市が共同で構築、運営をしているホームページでございます。

平成26年度の構築運用開始以来、大幅な改修を行っていなかったことから、改修費用を予算計上、令和4年度にいたしましたけれども、健都の関係機関との協議の中で、吹田、摂津の両市、また、大阪府で別々に管理しているサイトを一本化したほうが今後

いいという意見、それから、健都の窓口として、ウェブ上の技術的に新しいサイトとして新たに構築するほうがよいこと、これらの理由から令和4年度に改修は行わず、令和5年度に新法人による運営と併せて新たなポータルサイトを構築したいということで考えております。構築費用の総額は232万円ほどとなっておりますけれども、摂津市分として77万4,000円を負担するものでございます。

それから、13番目のご質問で、**新型コロナワクチン接種の接種データ**のお問いでございました。新型コロナワクチン接種のデータ保存につきましては、令和3年の接種開始からワクチン接種記録システム、VRSから読み取ったデータや接種を実施した医療機関から実際に送られる予診票の情報を基に予防接種台帳に記録をいたしております。この記録を基に、接種間隔の確認を行い、次の接種に必要な接種券の発行を行っているところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

菰原課長。

○菰原環境政策課長

環境政策課に係ります2点のご質問にお答えいたします。

まず、14番目の質問でございます。**太陽光発電設備設置による経済的効果**に関するご質問にお答えいたします。

今回の補助限度が想定される5キロワットの太陽光パネルを設置した場合としまして、設置にかかる費用は現在約140万円程度とされております。太陽光パネルを設置することでの電気料金の削減効果が年間約2万4,000円、2022年度の固定買取価格から算出した売電収入は約8万4,000円との民間データの試算がございます。これらのデータから算出すると、設置にかかるイニシャルコストは13年程度で元が取れる計算となりますが、定期点検費、廃棄費用まで加味しますと経済的効果のみをもって太陽光発電設備を設置するメリットは計りがたい面がございます。

当課としましては、今回の補助制度を活用することで、家庭における経済面での支援もさることながら、家庭からの温室効果ガス排出を削減することが補助制度の目的であると市民の皆様にはご理解いただきたいと考えております。

続きまして、15番目の質問、**PFOAに関する令和5年度の市の取組**についてでございます。PFOAの対応につきましては国から示された対応の手引書では、水環境の継続監視を行い、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者につきましては水道水の利用を促すよう、助言等を行うように記載されております。このうち、本市の役割はPFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう、助言等を行うこととなりますが、水環境の継続監視を担う大阪府とも連携して、引き続き対応に当たってまいりたいと考えております。

また、令和5年1月に設置されました、国のPFASに対する総合戦略検討専門会議の検討の事項に、これまで議論がございましたけれども、国民への分かりやすい情報発信、リスクコミュニケーションの在り方がございます。その今後の予定として住民の不安に寄り添い、適切な情報発信を行っていく必要があるとQA集の作成が予定されております。

す。Q Aの中にはP F O A等を含む水道水、井戸水を飲用してもよいものか、健康影響を把握するためにP F O A等の血液検査を受けるべきか等がございます。このようなQ A集が示された場合には、風評被害の拡大と固定化を防ぐためにも本市のホームページからリンクを貼り、情報発信に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

安田部参事。

○安田生活環境部参事

質問番号15番、16番、ごみ収集処理事業、**持込みごみの手数料の激変緩和**についてのご質問にお答えさせていただきます。

4月からの持込みごみの手数料につきましては、今後茨木市環境衛生センターでの処理になりますことから、茨木市へお支払いいただくこととなります。茨木市におきましては、ごみ処理手数料、これまで本市と同額であった、10キロ当たり60円を、令和5年4月から90円に改定されることとなります。

今回の対応につきましては、広域化に伴いこれまでの処理手数料負担が増加することへの激変緩和措置とし、事業所には茨木市の改定額でお支払いいただくこととなりますが、令和5年度は据置きとし、令和7年度まで段階的に改定となるよう、補助を行うものでございます。対象につきましては、定期的にごみ処理の負担を行っている事業者を対象とした措置としております。そのため片づけごみなど、単発的に持ち込まれる事業者及び家庭ごみは激変緩和の対象とはいたしておりません。

また、ご案内につきましては、個別に対象事業者へ案内をさせていただく予定といたしております。なお、定期収集で排出される家庭ごみについては、これまでと同様に無料となっておりますことから影響は生じないものと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

三浦環境センター長。

○三浦環境センター長

質問番号17番、環境センター維持管理事業に係るごみの持込みについてのご質問にお答えいたします。

摂津市と茨木市では焼却方法や搬入されるごみの前処理施設、ごみの持込み時の手続などに違いがあるため、**広域ごみ処理 開始後に苦情やトラブルが発生する可能性**が想定されます。

そのため、茨木市へのごみの持込み方法や注意点など、ホームページや広報を用いて事前に周知するとともに、環境センターにごみを持込みに来られた市民や事業者の皆様へ広域化後のごみの持込み方法の詳細なお知らせのチラシを配布し、広域化後の苦情等の発生防止に努めております。

また、摂津市の一般廃棄物収集運搬許可業者に対しましては、収集ごみの展開検査を

実施するほか、茨木市が事業者配布している事業系ごみの適正処分に関するパンフレットと同じものを渡し、事業系ごみの適正分別及び収集運搬を指導することでトラブル等の防止に努めております。

今後も業者連絡会等を通じ、一般廃棄物収集運搬許可業者の皆様に様々な情報提供等を行いながらトラブル等の防止に努めてまいります。

以上でございます。

○香川良平委員長

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長

質問番号19番、産業振興課に関わります消費生活相談事業についてご質問にお答えさせていただきます。

特殊詐欺被害防止に係る本市における被害状況と今後の取組ということでございます。摂津市におけます特殊詐欺被害につきましては、大阪府下の傾向と変わらず、令和2年から増加傾向でございます。件数につきましては、令和2年が11件、令和3年が16件、令和4年が29件でございます。詐欺の種類では、還付金詐欺が半数近くを占めており、そのほかではキャッシュカード詐欺盗、架空請求詐欺、預貯金詐欺で大半を占めております。

特殊詐欺被害防止の取組につきましては、啓発活動が中心になりますが、今後も消費者安全確保地域協議会で検討いたしまして、連携強化を図りながら実施してまいります。

また、担当課の活動としまして、摂津警察署が行っている街頭啓発に合わせて自動通話録音装置の周知活動を新たに行いました。今後も継続して取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○香川良平委員長

答弁は終わりました。2回目をお願いいたします。松本副委員長。

○松本暁彦委員

御答弁ありがとうございます。引き続き2回目の質問、一部要望もございます。

2番目の**市民活動情報共有サイト**についてです。ありましたように企業と地域とを結びつける、非常に期待されるものと認識いたしました。ある意味このイベント活性に向けた中間支援組織的なものになるのではないのかなと認識しております。それらあるべき姿をしっかりと見据え、商工会に委託する際にはその方向性がずれないように話し合い、議論協議を進めていただきたい。要望とさせていただきます。

味生コミュニティセンターの基本設計、市民に開かれた設計についての質問です。広いロビーと、フリースペースを拡大していく。そして、多世代が集う仕掛けをしっかりとつくっていくと認識をいたしました。やはり拠点となるための設計は本当に大事だと

思います。そして、運営面も、設計と併せてどういう形で運営していくかも踏まえた上で考えていくが必要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

また、この前の委員の議論でもありましたけども、現地建て替えが困難な理由で、新しいところに土地を購入して造るということで、公民館の機能が失われる期間を回避するものだと思います。そのことについて改めてどのような市民からの具体的な要望とか、一度説明をしていただきたい。

4番目の**戸籍事務事業**についてです。今意外と知られなかったんですけど、戸籍上の振り仮名がないということです。そして、個人データの検索の容易性、また、マイナンバーカードがローマ字で記入されることで海外でも使えるようになる利点があると理解はしました。

具体的に今後のスケジュールについてはどのようになっているのか、お聞かせください。

続きまして、**市営墓地の管理**の件です。条例上については12年経過すると改葬等ができることで理解をしました。

以前からも指摘をしております。現状、条例上の取扱いがなされていないのではない課題について今後どうしていくのか、その点をお聞かせください。

続きまして、6番目です。**アフターコロナでのイベント復興**についてです。しっかりと取り組んでいくことで理解をいたしました。市民体育祭の復活とか、様々なイベントの復活に関してもしっかりとサポートできるように、そこは摂津市全体のイベント復興、スポーツ振興という点でも取り組んでいただきたい。今年度は皆さんやる気に満ちあふれていると思います。

また、今日から国はマスクの個人の判断でとなっております。そして、5月8日から2類から5類になります。各施設等、マスクの着用とか、もろもろについても速やかに状況に応じて修正、対応処置をするように要望をいたします。そして、少しでも制限を解除して、制限を開放して、ふだんのこれまでの生活、その上でのイベント、行事を取り戻していく、それは積極的に担当部署として取り組んでいただきたい。

これはコロナ禍でも本当に多くありました。他市では人数制限とか、色々解除されて、でも本市は解除されていないとか、あるいは逆のこともあったり、それは非常に市民から陳情が多かった案件です。その点は速やかに状況に応じて適切に対応していただくように、時期を失わないように取り組んでいただきたい。

続きまして、9番目です。**障害者権利擁護事業の虐待防止**の研修です。高いニーズがあることは理解をしました。個別ではやはりなかなか小さな事業所で研修は困難であろうと、その中身をどうすべきか悩ましいと思います。そういった中で、これを実施することの意義は理解をいたしました。虐待相談が約2,800件もあるのも驚きです。こういったことをしっかりと防止をしていかなければならないと思います。

そこで、具体的に、実際何をするのか、研修の内容についてお聞かせをいただきたい。

生活支援課の保護受給対応についてです。どうしても不正受給があるということでその防止に努めることは理解をいたしました。やはり公平性の観点からもしっかりと不正受給の対応を進めていただきたい。そういった意味では先ほど前の委員がございましたように、ケースワーカーの1人当たりの負担が大きいところも改善をしていく、ケース

ワーカーを増やしていくことが不正受給の対応にも必要と思います。どうしても物理的にいっぱいいっぱい、なかなかそっちまで手が回らないこともあろうかと思えます。これについては会派の光好議員も前々からずっと問題視をして、提言をしております。私からもしっかりとケースワーカーの増員等も含めた不正受給対応を要望いたします。

保健福祉課の中で**重層支援体制**と言われております。これは当然生活支援課にとっても非常に重要な担当かと思えます。様々な制度の漏れから人々を、隙間に落ちていく人を救う点で重層支援体制の中での重要な役割は生活支援課が担っていると思えます。困窮者の自立支援も含めた取組は非常に大きなものと思えます。令和5年度もしっかりと取り組まれるようお願いをします。要望とさせていただきます。

産学官民連携プラットフォーム運営負担金についてです。この内容についてはおおむね理解をいたしました。プラットフォームということで、健都の発展には全体をマネジメントできる、エリアマネジメント組織が必要不可欠であると私は従来提言をしております。新年度に先ほど新法人という言葉も出てきました。エリアマネジメントとしてどのような展開を見込まれるのかお聞かせください。

健都ポータルサイト構築負担金についてです。新法人による新たな構築を検討していると、健都のホームページを一般化することで、非常によい取組だと思えます。これについては見やすく、しっかりと協議をした上でつくっていただきたい。要望とさせていただきます。

13番目、**コロナワクチン接種歴の保存**の件です。保存状況については理解をいたしました。説明のあった接種台帳の保存期間は国の指定で5年であると認識をしております。

新型コロナワクチンは皆様もご存じのとおり、メッセージRNAと、人類史上初めてのタイプのワクチンであって、緊急承認され、長期的な安全性は今実証されていない事実がございます。一例を挙げると、コロナワクチンの有効期間が12歳以上のファイザーのもので令和3年の接種開始から今年1月の間で6か月から9か月、9か月から12か月、12か月から15か月、15か月から18か月と短期間でこれだけ延長されています。ワクチンが非常にせかされて、緊急的に承認されたを示すものです。有効期限を延長するのはまさに臨床試験であることを示すと理解をしております。

過去最多となっているコロナワクチン接種の予防接種健康被害認定は現在進行形で増え続けております。そこには基礎疾患を有する方や高齢者以外の若い方々も生じており、ワクチン量は10分の1といえども乳幼児にも接種をしている状況です。その将来的影響は大きいものと考えます。それを踏まえ、接種歴保存の5年は短く、接種歴の保存期間延長は必要ではないでしょうか。

そこで、予防接種台帳の記録媒体と保存期間やその運用要領も含めて見解をお聞かせください。

続きまして、14番目です。**省エネ住宅支援補助金**についてです。経済的効果はなかなかトータル面、廃棄等も踏まえ、当然天候の悪い状況とか、台風が来た場合の保守点検費も含め経済的効果はなかなかプラスとは言いがたいと理解をいたしました。

昨年の12月議会でも取り上げました。パネルが燃えた場合、消火では泡消火剤が必

要になり、消火活動が遅れる可能性を有するなど、設置のデメリットも無視するべきものではないと考えております。加えて太陽光発電は再エネ賦課金、国民全てに負担金があり、基本全世帯に負担させるもので、設置できない方々が負担を強いられる側面もあります。これは本市ではないですけれども、メガソーラーでは地域よりも事業者の利益が優先される場面が多々発生して問題となっております。誰のための制度なのか、事業者利益のための制度なのかと、現状の制度に疑義が生じているのも事実であります。加えて太陽光パネルの製造においては、ウイグル族の強制労働が問題視をされております。この中国の人権侵害に関しては本議会でも意見書を採択しております。

そこで、市の太陽光パネルに関して、中国での強制労働についてはどう見解を、考えを持っているのか、お聞かせください。

15番、PFOAの件です。令和5年度の総括的な取組については理解をいたしました。国でPFOAのQ&Aを作成しているということです。それができれば速やかに市としてもホームページ等に掲載をして、周知をぜひしていただきたい。

また、当該企業が矢板を設置することもお聞きをしております。少しでも迅速にされるよう、しっかりと働きかけを要望いたします。加えて政府が健康に関する指針も出されるよう国へ働きかけることも要望いたします。やはり指針がなければ本当に不安が残ってしまう。その不安が解消されないと市民にとっては非常に残念なことであります。しっかりとその対応が必要だと思えます。

引き続き市長も含めた市が一丸となって取り組まれ、令和5年度も対応されるようにお願いをいたします。これは要望といたします。

続きまして、16番目です。激変緩和の件ですけれども、単発や家庭での持込みに関しては、そこはしない。定期的に行われている事業者を対象に激変緩和の補助を行うということで理解をいたしました。補助をする事業者に対してもあくまでも激変緩和であって、しっかりとその利用者に対して説明、周知をするように要望いたします。

また、会派としてはごみの広域化を機会として、本市のごみ行政改革をしっかりと行うべきと提言しておりました。先ほど増永委員の質疑にもありました。現業職の点については待ったなしの状況とっております。答弁も先ほどもございました。少子化と労働人口の減少により、早い段階から人材確保の準備をしていかなければならないと思えます。災害時でも直営の必要性はこれまでも議論されております。持続可能な直営の在り方を考えたときには、当然現業職の現業不補充が時代の流れで当然必要であったと認識をしております。そして、時代は変わっていく中で、時代に応じた適切な対策が求められております。まさにこの広域化、この時期がそのタイミングではないかなと思えます。担当課はそこをしっかりと考えていただき、要望とさせていただきます。

環境センターのごみ搬入の指導等について、私も懸念しているのは4月1日、当初は何かしら混乱が起きるといのは否定できないと考えております。同じ環境センターの持込みでも茨木市と摂津市との要領とか、現場では何か認識の不一致等も出てくると思えます。そういった中で、市としても事業者と茨木市だけのやり取りにならないように、摂津市としてもしっかりと摂津市の事業者について丁寧な対応というものを要望します。

最初、何かしら新しい制度、新しい取組については混乱があります。その対応をよ

ろしくお願いをいたします。これについては要望とさせていただきます。

最後、消費生活相談事業についてです。令和4年が29件と被害が続いていると認識をいたしました。少しでもこの被害をゼロにしていきたい、減らしていくことが大切になっていくと思います。啓発活動も、そして、自動通話録音装置による取組も継続的に進めていただきたい。

そういう中、定期的な市民への啓発活動が必要であると考えます。市民の方から紹介されたんですけども、枚方市が実施しているSNS、LINEを使用して、実際にあった内容を特殊詐欺被害防止として注意喚起に活用をしておりました。枚方市はLINEに犯罪発生マップや安まちメール、特殊詐欺情報などを確認できるようにしているのも特徴的であります。特殊詐欺への注意喚起はこういったより具体例もあったほうが分かりやすいと考えます。市の見解をお聞かせいただきたい。

2回目は以上です。

○香川良平委員長

答弁を求めます。丹羽次長。

○丹羽生活環境部次長

(仮称)味生コミュニティセンターの建設に際しまして、市民からのどのような要望があったかというようなお問い合わせかと思えます。

もともと2019年、令和元年5月に味生小学校区の連合自治会のほうからは要望書が提出されました。要望の内容としては大きく2点ございます。1点は、バリアフリー化、エレベーター化とかをするのに多額の費用がかかるのであればコミュニティ施設を建ててよというようなことが1点ございました。

また、もう一点は、現状の味生公民館、2階建てなので、水害の一時避難所としては不安が残るということで、避難場所としての機能についてのご要望が1点あったかと思えます。

また、昨年地域懇談会の開催に際して様々なご要望、ご意見をいただいております。常に活動されている方がありますので、倉庫でありますとか、備品を軽くしてくれとかというようなご要望もいただいているところでございますが、特に大きかったところが、先ほど副委員長もおっしゃっておりましたが、建て替え時も継続してクラブ活動をしたいというお声は強かったというふうに感じております。これも説明させていただいているんですけども、例えば現地建て替えでやった場合、建て替えながら今の公民館を動かすと、活用してもらうのは物理的に不可能な形になりますので、何年か工事期間中は活動が停止してしまうことになります。その声も非常に高かったと自分は認識しております。

また、ご承知のように、今現状味生公民館は整備された駐車場、ちょっと靴が汚れる、土のところなので、その駐車場が欲しい。また、駐輪場も整備された区画がございませんで、屋根がある駐輪場が欲しいというような声も強かったと思っております。

様々なご要望をいただいておりますが、できる限り基本設計の中で生かして行って、また地元のほうにはご説明させていただきたいと思っているのと、懇談会のときにもお

伝えしておりますが、一方で、予算の制約等、土地の制約等もございますので、できる限りのご要望は聞きますけれどもできないところもあるということも説明させていただいて、ご理解いただいて、今基本構想を作成している状況でございます。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、森口課長。

○森口市民課長

市民課に係ります2点についてお答えさせていただきます。

まず、質問番号4番、**戸籍に振り仮名**を振る今後のスケジュール感ですが、今現在まだ詳細は何も決まっていない状況であります。スケジュールや事務運用、外部委託の可否、振り仮名の収集方法や周知方法などは確定次第通知される予定となっております。令和6年度中の実現を目指しているところです。

続きまして、質問番号5番、**無縁墓地の今後の取扱い**ですが、いろいろと調べておりますと、行政上の手続と民事関係の手続は全く別物でありまして、条例にのっとって正しい手続で処理を進めた場合でも、お墓を撤去してしまうと、後々損害賠償責任を負うリスクがございます。実際の裁判においても100万円単位での賠償命令が出ております。使用権を有する人がいる場合、勝手に墓を撤去したら違法になるため、所在不明の判断をどのタイミングで行うかが重要となってきます。

流れとしましては、所在不明の使用者に対し、1年以内に申し出るよう、官報に掲載した上で、対象墓地の見やすいところに立札を設置し、1年間掲示する必要があるがございます。ルール上は1年で済みますが、賠償責任を逃れるには7年程度掲示すべきとの弁護士見解もがございます。

近隣他市に無縁墓地の対策状況を確認しております。実際のところどの自治体も頭を痛めている状況で、抜本的な解決策を立てられずにいる状況でございます。特に、所在不明の所有者の現住所を追う際に、戸籍の公用請求をする根拠がないことに苦慮しております。他市と定期的に情報交換を行い、今後の解決への糸口を探っていきたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

飯野課長。

○飯野障害福祉課長

9番目の**障害者虐待防止研修**の具体的内容でございます。昨年実施いたしました、研修のアンケートの結果において、虐待の具体的な事例や対応事例など、実際の支援に即した内容の研修を求める声が非常に多くございました。

このことから、実際に障害者の支援に携わっている方を外部講師として招き、実践的な研修を実施したいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長

保健福祉課に係ります2点のご質問に答弁させていただきます。

11番のご質問でございますが、**健都のエリアマネジメント**のお問いでございました。ご質問にもございましたとおり、令和5年度には国循ですとか、大阪府が現在行っておりますデータプラットフォームの取組、また、健都コーディネート機能等の運営を国循から独立させた法人として一般社団法人、**健都共創推進機構**が設立され、同法人が吹田市・摂津市の両市が取り組む健都ヘルスサポーター制度の運営を引き継ぐこととなります。

様々な企業等からの健都への連携依頼を一元的に管理し、国循等の研究機関や大学、企業間との連携や市民サポーターとの連携も同法人がコーディネートすることとなりますが、本市としましても同法人や国循、大阪府・吹田市を初めとする健都の関係機関と協議を行いながら、引き続き実証フィールドとして実証事業の機会創出、市民サポーターの獲得に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、13番目のご質問でございました、**予防接種台帳の保存期間**のお問いでございまして、現在この記録につきましては、電磁的記録によるものとなっております。予防接種法施行令の規定により、接種を受けた方の氏名、生年月日などの個人情報と接種実施日、医師の氏名、接種液の種類や製造番号等を記録いたしております。

同施行令に基づく保存期間は5年となっております。現状は保存年限には達していないため廃棄はいたしておりませんが、独自に5年以上の保存期間を決めている自治体があることは承知をいたしております。

今後、国の動向や他の自治体の状況も確認を行いながら、保存期間について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

次に、菰原課長。

○菰原環境政策課長

14番目の再度の質問、**太陽光パネルの生産地**に関するご質問にお答えいたします。

新疆ウイグル自治区の太陽光パネル部材の生産における強制労働問題が指摘されていることは把握しておりますが、アメリカにおいて太陽光パネル関連製品を生産する一部の中国企業との取引を制限する動きがあるものの、現在日本政府はこの問題に対する明確な姿勢を打ち出していない状況でございます。

このような状況でございますので、今回の太陽光発電設備の設置補助について、特定の地域で生産された太陽光パネルを補助の対象から除外する考えはございませんが、太陽光パネルの製品の性能及び安全性を担保していただくため、財団法人電気安全研究所等の第三者機関による認証証明は求めてまいりたいと考えております。

また他自治体では入札で製品の種類を限定する方針を示す自治体もございますので、

市が範を示す意味でも公共施設の太陽光発電設備の整備につきましては、このような事例を調査研究しながら適切に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

鈴木課長。

○鈴木産業振興課長

質問番号19番の**特殊詐欺被害防止の啓発活動**におけるLINE等の活用について、お答え申し上げます。

本市の広報活動におきまして、LINEは大変有効であると考えております。ただし、LINEの活用につきましては、ガイドラインでイベント情報や緊急情報、魅力発信などを基本としており、啓発活動におきましては、限定的な活用となっております。

しかしながら、ここ最近還付金詐欺のアポ電が急増しているという情報がございまして、臨時的に配信ができないか調整を図りたいと考えております。以上でございます。

○香川良平委員長

3回目、お願いいたします。松本副委員長

○松本暁彦副委員長

2回目ありがとうございました。それでは3回目させていただきます。ほぼほぼ、要望で一部質問もございまして。

3番目、**味生コミュニティセンター建設工事**の件です。住民等のお話とそして公民館機能が失われる間も、公民館機能が新しく建てる場合においてもつどいの機会を維持してほしい要望があったと理解をいたしました。公民館機能をコミュニティセンターに移管することでも理解をしております。

そこで**受益者負担**についてです。そもそも受益者負担というのは何かと。市内公共施設あるいは公共交通機関といった利用において基準を設けて、受益者負担という費用を考えているのか。例えば公民館での会議室利用等、味生コミュニティセンターでの会議室利用で何か金額が増えるからと新たなサービスが受けられるのか。その利用目的は公民館のときと何ら変わらないと考えます。むしろ市として新たな機能、新たに役割を先ほど言われたように、また世代が集える場という形で役割をコミュニティセンターに期待して、そして今機能付与をしているということであれば、そこに従来から使用される方々、従来の使用方法に対して追加負担を求めるのが本当に適切なのか、その議論を今後しっかりと進めていく必要があると思います。その別府コミュニティセンターの使用料の金額についても、アンケートから望ましくないということが明らかとなっております。

今一度、先ほど伝えましたように設計、料金体系も含めた運営についてもしっかりと並行して検討されるように要望いたします。

4番目の**戸籍事務事業**についてです。振り仮名の今後のスケジュールは、令和6年度

中ということで、これから検討していくということで理解をいたしました。

1点お聞きしたいのは、これで認められない読み方とかなんかいろいろと、最近キラキラネームとかあると思うんです。そういった読み方をジャッジするのはどうしてしていくのか。その点が気になりましたので現状、市としてどう見解を持っているのか、教えていただきたい。

続きまして5番目です。市営墓地の適正管理で**無縁墓地の扱い**ということで、条例上と民事上ではちょっと違うということで大きな課題であるとは理解をいたしました。

本市でも地域団体に管理している味舌下農墓地管理者から、無縁墓地を解消するため管理者不明の墓について、弁護士を通じて調査をするとともに、墓地内入り口付近に2区画ほどの大きさの合同塚を設置し、無縁墓の遺骨をそちらに改葬できるよう昨年行い、対応を進めていると説明を受けました。

課長の説明にもあったように、他市でも本市でも無縁墓の改葬も含めた扱いについては、苦慮をしていると思います。手続上適正でも民事訴訟で損害賠償請求を起こされている事例等も踏まえ、慎重な取組が必要だと思います。

しかしながら着実にこのことも対策を進めていかなければならないと思います。そのため適正に管理できる条例外のルールをつくるのが必要と思っています。そのことについて市の見解をお聞かせいただきたい。

9番目、**虐待防止研修**の内容については、実務的な場面を想定していくと理解をいたしました。これによってしっかりと虐待防止を図れるよう取り組んでいただくように要望いたします。

また併せて、交流を深める機会としていただきたい。事業所等の横のつながりがコロナ禍でなかなか連携ができないといろいろお聞きをしております。こういった機会を活用して横のつながり、交流深める、グループワークとかを設けるのもよいかと思います。そういった観点からもぜひ活用していただきたい。これについても要望とさせていただきます。

11番目、**健都をエリアマネジメント**ということですが。一般社団法人健都共創推進機構が設立され、健都ヘルスサポーター制度の運営も引き継ぐと理解をいたしました。

私が提言してきたエリアマネジメント組織はどちらかというと、もっと大きい組織体で各種会議体も含めたものとありましたけど、そういうものではなく、どちらかというと全体を統制するというよりも、効果的な実働部隊をつくったという認識を受けます。

そこで、推進機構と大阪府、吹田市や本市、国循、健栄研との関わり、役割分担についてはどのようにされるのか、これまでの会議体はどうなっていくのか、その点総括的に分かる範囲でお答えいただきたい。

13番目、**接種歴の長期保存の件**、運営要領等保存期間は国で5年と定めている。一部、他市では延長していると理解いたしました。

先ほど課長がおっしゃったように、一部、他市では独自で接種歴の長期保存に踏み切ったところがあります。東京都小平市では30年、千葉県我孫子市では10年としております。

ある記事によれば、過去の薬害では、医師の診療記録であるカルテの廃棄が救済の壁となったケースもあります。両市はワクチン接種で将来健康被害が発生するような事態

になった場合に備えての措置と説明をしているのです。厚生労働省も接種を受けた人に対し、接種後に交付される接種済証を各自で保管するよう呼びかけています。廃棄、紛失していた場合、接種を証明する公的資料がなくなる可能性もあります。

本市も保存期間の延長を行うべきと考えます。少なくとも乳幼児が大人になるまでの20年以上は必要と思います。検討されるよう要望いたします。

また接種済証の保管の呼びかけも市は徹底周知をすべきと思います。これについては市民に寄り添った丁寧な対応をしっかりと取り組んでいただくように強く要望させていただきます。

これについても以上です。

14番目の太陽光発電についてです。課長もおっしゃったように他の自治体でもこの件については一部議会等で取り上げられております。温暖化対策を進めることは結構です。

しかしながら表面上だけに捉えて、経済的負担の現状、強制労働等、結果として応援することのなきように、意義に意味があるならばその意義に疑義が生じるようなことはないように取り組むよう要望いたします。本市としては人権平和都市とうたっております。またそれを外部に違うことをしているのではないかという指摘を受けないこと。それは担当部署として、市として責任を持って取り組んでいただきたい。この施策に関して、サービスの公平性や技術的な課題、廃棄とか、今後さらに技術がよくなれば、状況が変わってくるかもしれません。そういったところも考えていただきたい。温暖化対策はほかにも市内の緑を増やす選択肢もある中で一辺倒にならぬようにしていただきたい。要望とさせていただきます。

次、最後です。消費生活相談事業のLINEの活用についてです。

ぜひLINEの活用等の要は、より多くの方々にしっかりとそういった情報が手に入って、特殊詐欺の防止につながることを大事だと思います。LINEではイベント情報の活用等もありますけども、実際にこちらが市民の方から枚方でこういうことをやっているよとLINEを見せていただいたように、LINEはやはり一定周知という点で効果があると認識をいたしました。安まちメールが例えば来て、その都度LINEがなくてひっきりなしと思います。月1回とか以前も何か一度されたらと認識をしております。2か月に1回とか、事例を厳選したものを定期で行うとか、少しでも市民により多くの情報が触れる取組についてはぜひ検討していただきたい。そして被害防止へと取り組まれるように要望いたします。以上です。

○香川良平委員長

答弁を求めます。森口課長。

○森口市民課長

市民課に係ります3回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず質問番号4番。戸籍に振り仮名をふる際にどうジャッジするかというところでございます。大まかに漢字から連想される読み方は認められますが、漢字と逆の意味は認められない方向になります。例えば撰津大空と書いて、せつつすかいと読む。撰津宇宙

と書いて、せつつひろしと読むなどは認められますが、摂津太郎と書いて、せつつじろ
うと読む。摂津高志と書いてせつつひくしと読むなどは認められない方向になります。

また卑猥な読み方やマイナスイメージの読み方も認められない方向となります。30
年ほど前に悪魔ちゃん騒動というのがありましたが、悪魔という名前、そういうマイナ
スイメージの名前は認められない方向になるのかなと考えております。実際にはどこま
でセーフでどこからアウトなのかと、判断に迷うことも出てくるため、ケースバイケー
スでの判断となってきます。

続きまして、質問番号5番。無縁墓地のルールづくりについてでございます。無縁墓
地の対応は時間をかけた長期スパンでの取組になります。条例どおり動いていっても1
2年かかる形になりますので、その間に職員が異動して、総入替えになります。内規的
なルールを作成しておき、誰が担当になっても同じ方法で同じ方向へと進んでいけるよ
うに準備をしていくことが必要と考えます。今後も課題整理を図ってまいりたいと考
えております。以上でございます。

○香川良平委員長

浅尾課長。

○浅尾保健福祉課長

11番目のご質問の3回目のご質問に答弁をさせていただきます。

それぞれの役割の変化の問いでございましたけれども、現在この健都の取組につつま
しては、既存の会議体としてクラスター推進協議会ですとか、健都連絡調整会議です
とか、様々な会議がございます。

今回の法人化につきましては、この法人が新たにそのメンバーとして加わるようなイ
メージをしております。実働部隊というお話もございまして、確かにそういう一面もあ
るんですけども、全体で申し上げますと、こういった会議体には健都にも様々な進出
企業が出てきておりまして、会議体に参加をしておられる企業等もございます。全体
の中でも国循とともに新法人が中心的な役割を担っていただくような形になるのでは
ないかと考えております。

このほか、大阪府は現在のライフサイエンス産業のさらなる推進で、吹田・摂津につ
きましては、やはり市民向けのということで、各研究機関の研究成果の社会実装化とい
ったものも役割としては入ってきます。新たなライフスタイルが市民に浸透することで
摂津市が健康寿命の延伸につながるように引き続き取り組んでまいりたいと考えてい
るところでございます。以上でございます。

○香川良平委員長

答弁終わりました。松本副委員長。

○松本暁彦副委員長

ありがとうございます。最後、要望とさせていただきます。

4番目の戸籍事務の振り仮名の件については、理解をいたしました。これは今後さら

に国で議論が進められ、より具体的な手法等が下りてくると認識をいたしました。

続きまして無縁墓地対応についてです。これから、おっしゃったようにこの対応には、非常に長い時間がかかると認識をしております。そのために今しっかりと課題整理をして、着実にルールづくりをしていく、そしてルールに基づいてやっていくことが本当に必要と思います。

やはり懸念するのが後々市営墓地の過半数が全て無縁ばかりになってしまうようなケースも否定できないのが、今の多死社会の中で全国の問題かと思えます。そういった中でしっかり着実にルールをつくって、そして着実に一つ一つケースを進めていくというところが、今この管理事業についてはもう一つ問われていると思えます。令和5年度の取組しっかりとつくっていただけますように要望とさせていただきます。

そして最後です。11番目、健都プラットフォームの件です。この推進機構の役割として、これまで会議体については、クラスター推進協議会等これまでの大きな健都の方向性を決める会議体も変わらないと理解をいたしました。そしてこの法人がそのメンバーに加わるとともに、企業間連携あるいはその企業の中の中心になっていくという非常に大きな役割が期待されると理解をいたしました。

ぜひこの推進機構が、健都の発展、そして本市の発展にもしっかりと寄与できるように、そこは提言、関与していただきたい。健都というのは本市の産業発展とシティプロモーションの推進そして健康寿命の延伸と3つの方向性があります。それにどれだけ健都の発展が、そこは担当部署としてもしっかりと関与し、提言して実現へと進められるように、これまでも変わらず取り組んでいただくよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○香川良平委員長

松本副委員長の質問が終わりました。